

## 6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 処分事由別分限処分者数 (令和3年度)

(単位:人)

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0		0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号 第2項第1号)	0	0	346	346
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0		0
職制等の改廃により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)			0	0
合 計	0	0	346	346
法第28条第4項により失職した者				0

(注) 1 法とは地方公務員法をいいます。以下同じです。

2 県費負担教職員を含みます。以下同じです。

3 分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たしえない場合に、公務能率の維持向上のために行う処分です。

4 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数です。

(2) 処分事由別懲戒処分者数 (令和3年度)

(単位:人)

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	0	1	1	0	2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	0	1	2	0	3
合 計	1	2	3	0	6